

中間整理後の状況等について

外形標準課税

外形標準課税の対象法人の数・態様に関する分析

- **外形標準課税の対象法人数は、平成18年度から令和2年度にかけて3分の2に減少。持株会社化・分社化等の企業の組織再編が進むなど、経済情勢の変化に伴い、企業経営のあり方も変容。**
- **背景として、平成13年の商法改正、平成17年の会社法制定を経て、資本金制度の柔軟化、減資手続の緩和が進んでいることも挙げられる。**
- **対象法人数の減少に関してサンプル調査したところ、様々な減少要因のうち「減資によるもの」が多いとの結果。また、資本金1億円以下への減資では、株主資本に影響を及ぼさない無償減資が多く、特に、財務会計上、資本金から資本剰余金へ項目振替を行う事例が多いとの指摘。**
- **企業経営のあり方に関して、純粹持株会社及び100%子会社の数は、増加傾向。事業部門分社化の際に子会社の資本金を1億円以下に設定するなど、企業活動の実態が変わらない一方で、外形標準課税の対象となる部分が大幅に縮小している事例も見られる。**
- **資本金1億円以下への減資や持株会社化・分社化により資本金を1億円以下に設定する動きについては、課税方式の選択を意図して資本金の額を設定するといった企業行動につながっている場合もあるとの指摘。**

課題への対応の必要性と方向性

- 分析で把握されたような減資・組織再編の事例が今後も生じることは、外形標準課税制度の意義、経緯、役割から見て、公平性・税収の安定性が損なわれる事態が懸念され、制度的な対応を検討することが必要。
- これまで大法人を対象として外形標準課税を適用してきたこと等を踏まえれば、現在生じている課題への対応は、実質的に大規模といえる法人が外形標準課税の対象法人に含まれないという問題に対応するための仕組みを検討することが適当。
- 対応策としては、小規模な企業への影響に配慮するとともに、必要以上に多くの法人に制度見直しの影響が及ばないよう、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、公平性等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準を付け加えることが考えられる。その際の着眼点としては以下のとおり。
 - ・ 減資については、資本金を資本剰余金に振り替える項目振替型減資への対応を中心として検討することが考えられる。
 - ・ 持株会社化・分社化については、親会社の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目して、個々の子会社に係る対応を中心に検討すべき。
 - ・ 法人による操作可能性が小さい基準とすること、課税実務上、確認が容易で法人・課税庁にとって執行面で過度な負担とならない基準とすることなどが必要。

令和4年12月16日
自由民主党
公明党

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方

4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(3) 外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

（前略）自動車税環境性能割についてインセンティブ機能が発揮されるよう税率区分が見直されたことや**外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に制度的見直しを検討することとされたこと**、国際課税ルールの見直しにおける「第2の柱」の導入に当たり地方の税財源が確保されることとなったこと**など、これまで全国知事会が提言してきた内容などが数多く盛り込まれており**、地方の声に沿った改正となることに対して感謝申し上げます。今後、自動車税や外形標準課税のあり方など、全国知事会の提言を踏まえ、さらなる検討をお願いしたい。

[各論]

2 外形標準課税の適用法人について

- ・ 法人事業税の外形標準課税のあり方については、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討することとされ、この方向性は全国知事会の提言を踏まえたものとして評価する。
- ・ 今後、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について具体的な検討を急ぐべきである。

国際課税

(1) 新たな国際課税ルールの意義

- 2021年10月、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた。その合意内容は、**第1の柱**として、従来の国際課税原則を見直し、**売上高に応じて市場国に対して新たな課税権を配分するもの**。また、**第2の柱**として「底辺への競争」といわれる法人税の引下げ競争を防止するため、**各国に対してグローバル・ミニマム課税の導入を認めるもの**。
- **第2の柱**は、年間総収入額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに**最低税率15%以上の課税を確保する仕組み**。我が国においては、国際的な合意に沿って、所得合算ルール（IIR）、軽課税所得ルール（UTPR）、国内ミニマム課税（QDMTT）の3つのルールの導入を検討。

(3) 第2の柱に関する地方税における対応

- IIR、UTPR、QDMTTの3つのルールがあり、**制度の性格や課税の対象が異なることを踏まえて検討していく必要**。
- IIR、UTPRは、外国に所在する法人が稼得する**国外源泉所得**に対して課税する仕組みであり、応益性の観点も勘案すると、国税である法人税・地方法人税と異なり、**この仕組みの中で地方の課税権が成り立つとするのは難しいと考えられる**。
- QDMTTは、国内に所在する法人が稼得する**国内源泉所得**に対して課税する仕組みであること、また、日本において実効税率を押し下げる要因として国税の租税特別措置の税額控除や地方税の負担軽減措置等が考えられることを踏まえ、**地方団体に一定の課税権の配分が認められるのではないかなお、QDMTTに係る地方の課税権のあり方を検討するに当たっては、実効税率が15%を下回るケースはほとんどなく概ね税収を生じないと見込まれることなどを勘案しつつ、できる限り簡素な徴収・配分制度とすることが適切ではないか**。
- 上記のような考え方を踏まえつつ、制度の具体化に取り組むことが必要。

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(1) 新たな国際課税ルールへの対応

(前略)

「第2の柱」の導入における国・地方の対応については、次のとおりとする。

- ① ILIR・UTPRは、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、地方税である法人住民税・法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907：93の比率となるよう制度を措置する。
- ② QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえ、国・地方の法人課税の税率（法人実効税率29.74%の内訳）の比率を前提とした仕組みとする。簡素な制度とする観点から、QDMTTにおける法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。これらを踏まえ、法人税による税額と地方法人税による税額が753：247の比率となるよう制度を措置する。

(以下略)

「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)の導入への対応

○ 新たな国際課税ルールにおける「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)の導入への対応については、以下のとおり。

➤ IIR(所得合算ルール)・UTPR(軽課税所得ルール)

IIR・UTPRは、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、法人税による税額と地方法人税(税収の全額を地方交付税により配分)による税額が907:93の比率となるよう制度を措置。

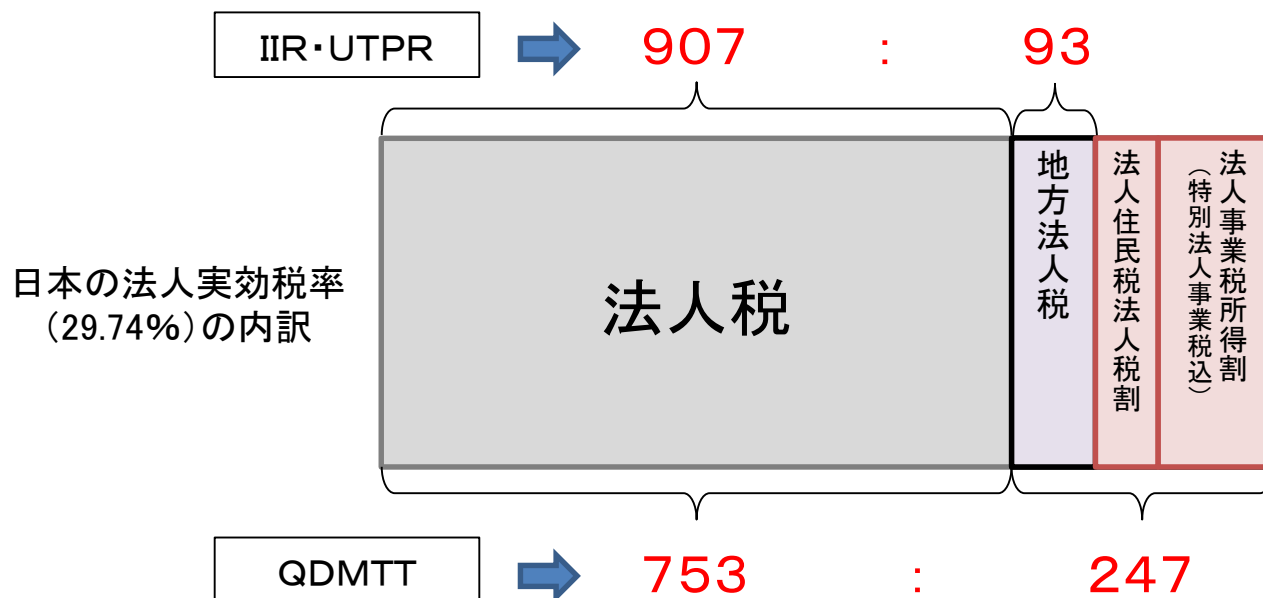
➤ QDMTT(国内ミニマム課税)

QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえるとともに、簡素な制度とする観点から、法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収、地方交付税により地方に配分することとし、法人税による税額と地方法人税による税額が753:247の比率となるよう制度を措置。

※ 法人事業税には、特別法人事業税を含む。

※ IIRについては、令和6年4月以後に開始する対象会計年度から適用開始。

※ UTPR及びQDMTTについては、令和6年度税制改正以降に法制化を検討。



第1の柱に関する地方税における対応

第1の柱は、PEの有無に関わらず、国際合意に基づく新たな課税権を「売上高」に応じて市場国に配分するものである。この国際合意は市場国単位で課税権について定めるものであり、各国における国税・地方税の課税のあり方については、現時点では国際的に確定していない。

多国間条約が策定、批准されれば、「売上高」に基づく課税根拠(ネクサス)が市場国に認められる。仮に、この新たなネクサスが市場国の地方政府にも同様に認められると考えるならば、第1の柱に基づく新たな課税については、我が国の地方団体に対しても一定の課税権を配分しうるのではないかと考えられる。

第1の柱に基づく地方の課税権については、PEが所在する地方団体において課税するという従来の考え方を整理する必要がある。この点については、国際的な課税権の配分の基準となる売上は、地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業もその便益を受けている、との考え方が全国知事会のアンケートで表明されており、こうした観点も踏まえて、地方の課税権のあり方について更に検討を進めたい。

第1の柱に基づく課税が法人課税の一つであるとするならば、我が国の国・地方の法人課税体系を踏まえつつ、税の仕組みを検討することが考えられる。

また、その検討に当たっては、各地方団体における「売上高」に応じて課税権を配分することとした場合、法人・地方団体双方にとっての事務負担や執行可能性等を踏まえつつ、地方税をどのような形で課税・徴収するかについて、今後、更なる検討が必要である。

なお、第1の柱により日本企業が市場国である外国の政府に納税を行う場合、日本において二重課税除去の義務が生じる。地方税における第1の柱に係る二重課税除去のあり方についても、検討が必要と考えられる。

今後、OECDにおいて策定される多国間条約の規定等の議論の進展を踏まえ、第1の柱に関する地方税の対応について引き続き検討していく必要がある。

（令和4年12月16日
自由民主党
公明党）

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(1) 新たな国際課税ルールへの対応

(前略)

「第1の柱」については、来年前半までの多数国間条約の署名が目標とされており、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

(以下略)

（前略）自動車税環境性能割についてインセンティブ機能が発揮されるよう税率区分が見直されたことや外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に制度的見直しを検討することとされたこと、国際課税ルールの見直しにおける「第2の柱」の導入に当たり地方の税財源が確保されることとなったことなど、これまで全国知事会が提言してきた内容などが数多く盛り込まれており、地方の声に沿った改正となることに対して感謝申し上げます。今後、自動車税や外形標準課税のあり方など、全国知事会の提言を踏まえ、さらなる検討をお願いしたい。

[各論]

3 国際課税ルール見直しに伴う対応について

- ・ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）について、IIR（所得合算ルール）及びUTPR（軽課税所得ルール）は法人税及び地方法人税の課税を行い、QDMTT（国内ミニマム課税）は国・地方の法人課税の税率を前提として法人住民税・法人事業税相当分を地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとされた。いずれも、全国知事会の提言を踏まえたものであり、感謝申し上げます。
- ・ 今後、多国籍企業の残余利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）についても、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討いただきたい。その際は、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、適切な制度構築を図っていただきたい。